

河内長野市民まつり実行委員会御中

誓約書

第 27 回河内長野市民まつり食品模擬店・物品販売店・展示啓発について、下記了承のうえ、出店・展を申し込みます。また、出店・展を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- 「河内長野市民まつり模擬店・展示啓発の出店・展に関する規則」、「第 27 回河内長野市民まつり 食品模擬店・物品販売店・展示啓発 募集要項」および「第 27 回河内長野市民まつり 模擬店出店・展示啓発出展参加に関する留意点」の記載事項を遵守するとともに、協議事項においても主催者判断に従います。その際には、主催者に対していかなる損害賠償も求めません。
- 業務の遂行に関して、関係法令を遵守いたします。
- 会場内においては、事業の安全運営を第一に、主催者より指示があった場合は速やかに指示に従います。
- 主催者と十分な連携をとって事業を実施いたします。
- 自己又は自団体の役員・関係者等が、次の各号のいずれにも該当しておりません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この様式において「暴力団」という。）及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この様式において「暴力団員」という。）
 - (2) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (3) 自己、自団体又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - (4) 暴力団員又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- 営利を目的とする団体であることを秘し、あるいは虚偽の事実を述べて出店・展の許可を得たことが後日判明し、実行委員会から、出店、展の許可取り消しまたは中止を命じられた場合は、異議なくそれに従います。
- 上記事項に違反した場合、直ちにブースを撤去するとともに、出店・展の不許可・取り消しに伴う損害が生じても一切「河内長野市民まつり実行委員会」に対して要求いたしません。

住所

団体名

代表者名

印

電話番号